

平成 24 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社コミュニティ ネットワークセンター  
代表者名 代表取締役社長 大石 菊弘

## スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社の株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社コミュニティネットワークセンター（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 2 月 20 日開催の取締役会において、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社（大阪証券取引所 JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）、コード番号：4339、以下「対象者」といいます。）の発行済普通株式及び新株予約権の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議し、平成 24 年 2 月 21 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 24 年 3 月 22 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記の通りお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 24 年 3 月 29 日（本公開買付けの決済開始日）付で対象者は当社の連結子会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

名 称 株式会社コミュニティネットワークセンター  
所在地 名古屋市東区東桜一丁目 3 番 10 号

##### (2) 対象者の名称

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

対象者の平成 17 年 6 月 28 日開催の定時株主総会及び平成 17 年 9 月 22 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
68,544株	45,696株	一株

(注 1) 本公開買付けでは、応募株券等の総数が買付予定数の下限（45,696 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買

付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 68,544 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 24 年 2 月 7 日に提出した第 28 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 2 月 7 日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数 (67,014 株) に、対象者が平成 24 年 2 月 20 日に提出した第 27 期訂正有価証券報告書に記載された平成 23 年 5 月 31 日現在の本新株予約権数 (1,535 個) に同日から平成 24 年 2 月 20 日までの変更 (対象者によれば、平成 23 年 5 月 31 日から平成 24 年 2 月 20 日までに 5 個減少したとのことです。) を反映した本新株予約権 (1,530 個) の目的である対象者の普通株式 (1,530 株) を加えた株式数 (68,544 株) です。

(注 3) 買付予定数の下限は、対象者が平成 24 年 2 月 7 日に提出した第 28 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 2 月 7 日現在の対象者の発行済株式総数 67,014 株に、対象者が平成 24 年 2 月 20 日に提出した第 27 期訂正有価証券報告書に記載された平成 23 年 5 月 31 日現在の本新株予約権数 (1,535 個) に同日から平成 24 年 2 月 20 日までの変更 (対象者によれば、平成 23 年 5 月 31 日から平成 24 年 2 月 20 日までに 5 個減少したとのことです。) を反映した本新株予約権 (1,530 個) の目的である対象者の普通株式 (1,530 株) を加えた株式数 (68,544 株) に、3 分の 2 を乗じた株式数 (45,696 株) です。

(注 4) 本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 2 月 21 日 (火曜日) から平成 24 年 3 月 22 日 (木曜日) まで (22 営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 24 年 4 月 3 日 (火曜日) までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

#### (6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1 株につき金 79,300 円
- ② 本新株予約権 1 個につき金 1 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (45,696 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数 (63,020 株) が買付予定数の下限 (45,696 株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 24 年 3 月 23 日に報道機関に公表いたしました。

## (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	63,020 株	63,020 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	63,020 株	63,020 株
(潜在株券等の数の合計)	—株	(—株)

## (4) 買付け等を行なった後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	63,020 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.94%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	67,014 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権が公開買付期間末日まで行使されることにより交付される可能性のある対象者の普通株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の発行済普通株式総数に係る議決権の数（67,014個）に、対象者が平成24年2月20日に提出した第27期訂正有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権数（1,535個）に同日から平成24年2月20日までの変更（対象者によれば、平成23年5月31日から平成24年2月20日までに5個減少したとのことです。）を反映した本新株予約権（1,530個）の目的である対象者の普通株式（1,530株）を加えた株式数（68,544株）に係る議決権の数（68,544個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以

下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日  
平成24年3月29日(木曜日)

③ 決済の方法  
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成24年2月20日付で公表した「スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社の株券等に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約書の締結に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

なお、対象者の普通株式は、本日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、当社は対象者の普通株式の全てを取得するための手続を実施することを予定していますので、その場合には、対象者の普通株式は、JASDAQ市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の具体的な手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社コミュニティネットワークセンター  
株式会社大阪証券取引所

名古屋市東区東桜一丁目3番10号  
大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以 上